

令和8年度 共感をつむぐプロジェクト業務委託に係る 企画提案募集要項

この要項は、令和8年度 共感をつむぐプロジェクト業務委託に係る企画提案募集要項に関する企画提案及び契約の締結において留意すべき事項を記したものである。

企画提案を行う者は、以下の事項を承知の上、企画提案書を提出すること。

1 事業趣旨

沖縄県は、辺野古に新基地はつくらせないということを県政運営の柱とし、普天間飛行場の県外・国外移設を求めており、また、県民投票等においても、辺野古新基地建設に反対する民意が繰り返し示されている。

しかし、これらの沖縄の思いに反して、辺野古新基地建設に係る埋立工事が進められているところ、問題解決を図るためには、日本国民から広くこの状況に係る理解を得て、問題解決に向けた機運醸成を図る必要がある。

そのため、普天間飛行場返還問題・辺野古新基地建設問題や関連する米軍基地問題等（以下「辺野古新基地建設問題等」という。）について、若者が辺野古新基地建設問題等を「自分ごと」として考える機会を提供するとともに、その様子や参加者が「自分ごと」として考えた内容等を SNS 等によって発信することで広く共感を獲得し、問題解決に向けた機運醸成に繋げる目的で、業務委託を行う。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

令和8年度 共感をつむぐプロジェクト業務委託

(2) 選定方法

本委託業務を委託する候補事業者は、企画提案書と見積額による企画提案方式で決定する。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月12日まで

ただし、沖縄県は2箇月前までに書面で通知することにより、委託期間の途中で本契約を解約することができるものとする。

(4) 業務内容

令和8年度 共感をつむぐプロジェクト業務に係る企画立案及び実施。詳細は、「令和8年度 共感をつむぐプロジェクト業務委託企画提案仕様書（以下「仕様書」という。）」を参照すること。

(5) 企画提案上限額

9,324,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は、実際の契約額ではなく、仕様書の内容に係る予算規模を示したものであり、受託者の決定後、提案内容に基づき改めて仕様を定め見積書の提出を求める。

※本委託業務は、契約額の範囲内で、業務に要した経費の実支出額に合わせて委託料の額を確定する精算の処理を行う。

3 応募資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

※ 参考：地方自治法施行令 抜粋

（一般競争入札の参加者の資格）

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）

第 32 条第 1 項各号に掲げる者

- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始または民事再生手続開始の申立て、若しくは、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (3) 自己、自社の役員、経営に実質的に関与する者等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと。以下の要件については、資格確認のため、沖縄警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (4) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
 - (5) 沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていないこと。
 - (6) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
 - (7) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
 - (8) 労働関係法令を遵守していること。
 - (9) 本委託業務を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、上記2(4)に掲げる委託業務を的確に実施できる能力を有すること。
 - (10) 業務を円滑に実施できる体制を有すること。
 - (11) 旅行業法施行規則第1条の2に規定する旅行業登録を行っており、受注型企画旅行契約を取り扱える者であること。
 - (12) 過去3年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）、地方公共団体又は公共的団体が行った広報や啓発業務（類似業務でも可。）などの受託実績があること。（契約書の写し及び広報の概要など、内容を確認できる資料を提示すること。）

類似業務の実績がない場合は、その実績を持つ組織・企業等と共同で企画提案を行うこと。（(13)を参照。）

- (13) 共同企業体で事業を実施する場合は、以下の要件を満たすこと。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体の構成員は、上記応募資格(1)～(8)の要件を満たす者であること。
 - ウ 共同企業体として、上記応募資格(9)・(10)の要件を満たすこと。
 - エ 共同企業体の構成員のいずれかが、上記応募資格(11)・(12)を満たす者であること。
 - オ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図ること。
- (14) 1提案者（共同企業体で事業を実施する場合は1共同企業体）につき、提案は1件であること。

4 企画提案に関する質問

質問がある場合は、令和8年5月15日（金）12時までに、質問書（様式1）をE-mail（aa071404@pref.okinawa.lg.jp）により提出すること。メール送信後は、念のため、受信確認（TEL:098-866-7495）を行うこと。

なお、質問及び回答の内容は、令和8年5月19日（火）17時までに辺野古新基地建設問題対策課ホームページに随時掲載する。

E-mail 送信先及び受信確認のための連絡先は、12 を参照すること。

質問の E-mail を送信する際は、件名を「共感をつむぐプロジェクト業務委託に関する質問（会社名）」とすること。

5 企画提案参加申込

企画提案への参加を希望する者は、令和8年5月15日（金）17時までに企画提案参加申込書（様式2）を E-mail により提出すること。メール送信後は、念のため、受信確認を行うこと。

E-mail 送信先及び受信確認のための連絡先は、12 を参照すること。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出期限：令和8年5月20日（水）17時

(2) 提出場所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 沖縄県本庁舎 6階
沖縄県知事公室辺野古新基地建設問題対策課

(3) 提出方法：下記提出書類を一連にして7部（正本1部、副本6部）作成し、各書類の間にインデックスで間仕切りを入れた上で、長辺左側に穴をあけ、各部をA4縦型フラットファイルに綴り、持参もしくは郵送（書留郵便）にて提出すること。期限までに必着とする。なお、副本は全て正本の複写とする。【提出部数：正本1部（片面印刷）、副本6部（片面印刷）、計7部】

※提出書類カについては、正本のみ（1部）の提出で構わない。

※提出書類は、ア～クの順序で編綴すること。

(4) 提出書類一式

ア 応募申請書（様式3）

イ 会社概要書（様式4）

ウ 企画提案書（様式5）

企画提案書の記載方法は任意だが、「1 事業趣旨」及び仕様書を踏まえ、以下の項目を必ず記載すること。また、審査員が容易に理解できるよう、図表を用いるなど工夫し、説明は簡潔にすること。

(ア) 可能な限り具体的に明示するとともに、必要に応じ資料を添付すること。

(イ) 仕様書に従い、業務ごとに以下を明示すること。

【「若者が辺野古を自分事として考える場」の企画運営業務】

◆共通する事項

- ・取組に参加する大学生等（以下「大学生等」という。）の募集、選定方法
- ・各プログラムの開催時期、スケジュール、講師やファシリテーター等

- ・旅行を伴うプログラムについて、大学生等の安全について責任を負う者、旅行約款、安全確保を含む旅程管理、事故発生時の対応体制、万々に備える保険加入

①ディベート勉強会

- ・講師やファシリテーター等に係る経歴、実績、選定の狙い

②県外同世代との交流研修

- ・(a)交流先、(b)当該交流先を選定した狙い、(c)ディベートや意見交換の会場、(d)意見交換の内容と狙い、(e)担当教授・指導教官（大学ゼミの場合）、(f)県外同世代の想定人数

③フィールドワーク

- ・訪れる場所とその狙い
- ・講師やファシリテーター等に係る経歴、実績、選定の狙い

④知事報告会

- ・報告内容のとりまとめについて、大学生等を集めて行う必要がある場合、(a)開催時期、(b)会場、(c)スケジュール、(d)講師やファシリテーター等

【Instagram 発信業務】

- ・沖縄県辺野古新基地建設問題対策課が所管する Instagram アカウント（TSUMUGU アカウント @tsumugu_okinawa）の活用により「若者が辺野古を自分ごととして考える場」における大学生等の取組等を効果的に発信し、広く共感に繋げる企画について、(a)投稿時期、(b)投稿内容の主旨、(c)投稿種類（ストーリーズ・フィード・リール）、(d)投稿数
- ・「若者が辺野古を自分ごととして考える場」での撮影等による素材収集、投稿案の作成に向けた発注者との調整、撮影や発信に係る大学生等との調整、デザイン等を含む投稿案の作成、大学生等に対する投稿に係る承諾取得など、投稿に向けた流れ
- ・提案内容を踏まえた KPI（重要業績評価指標）の設定と、その考え方、目標達成に向けた取組
- ・トークキャラバン等、発注者が行う関連する取組についても、協議の上で発信可能な提案とすること。

(ウ) その他、本委託業務の目的に照らし効果的な方法があれば、企画提案書において示すこと。

- エ 経費見積書（様式6）
- オ 誓約書（様式7）
- カ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- キ 収支決算書（直近2期分）

ク（共同企業体の場合）コンソーシアム協定書（写）、上記イ・オ～キを
構成員毎に提出

(5) 言語及び通貨

使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

7 実施スケジュール（次の日時の年は、全て令和8年とする）

契約までのスケジュールは次のとおりを予定しているが、変更する場合がある。

(1) 質問期間：公告の日～5月15日（金）12時受付分まで

(2) 申込期間：公告の日～5月15日（金）17時

(3) 提出期限：公告の日～5月20日（水）17時 ※応募書類必着

(4) 企画提案審査（プレゼンテーション又は書面審査）：5月26日（火）予定（別途通知）

(5) 委託事業者決定及び審査結果通知：6月上旬

(6) 契約締結、事業開始6月上旬

8 提案の選定と評価基準

応募資格、申請書類及び添付書類の確認を行った上で、各要件を満たしている者に対して、令和8年5月22日（金）までにその後の審査日程等について通知する。

(1) 選定に当たっては、沖縄県知事公室内に設置する審査委員会において、提案内容や経済性等を企画提案審査要領に基づき審査し、最も優れた1者を選定する。応募者が1者であった場合は、同委員会において妥当性の審査を行う。

※審査委員会前に、沖縄県の担当者が確認・ヒアリングを求める場合がある。

なお、提出書類等の返却は行わない

※審査結果についての異議申立て、質問等は受け付けない。

※一定水準を満たした提案がない場合、該当者なしとする場合がある。

(2) 審査基準

ア 適合性：事業趣旨、目的を理解した提案であるか。

イ 具体性：企画提案内容が具体的かつ効果的であるか。

ウ 実効性：企画提案内容を円滑に実施することができる組織体制・役割分担、スケジュール、類似事業実績があるか。

エ 経済性：経費見積が、期待される成果に対し妥当・効率的な積算であるか。

9 契約

- (1) 委託先候補者と委託業務の内容・契約条項を協議したうえで、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を締結する。
- (2) 契約金額は、委託先候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において決定する。なお、提出された経費見積書と同額とならない場合がある。
- (3) 委託先候補者が辞退した場合、又は沖縄県との委託に関する協議が整わなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて選定できるものとする。

10 経費の計上

- (1) 対象経費：事業の執行に必要な経費であり、具体的には次のとおり。

経費項目	内 容
I. 直接人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費（雇用関係にある者）
II. 直接経費	旅費、使用料、謝金、借料及び損料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等本事業に直接必要な経費 ※消費税相当額を除いた額を計上すること。
III. 再委託費	沖縄県との取決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他社に行わせる（委任又は準委任）ために必要な経費 ※消費税相当額を除いた額を計上すること。 ※再委託費は、総経費の50%以下とすること。 ※仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も該当する。（例）ソフトウェア開発、パンフレットの製作・印刷、番組等コンテンツ制作、物品運送、試料製造、分析鑑定等
IV. 一般管理費	経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた経費 「（直接人件費+直接経費-再委託費）の10%以内」
V. 消費税	上記の単価にすでに含まれている場合には、消費税相当額を除いたうえで経費を計上すること。また、消費税及び地方消費税として10%（1円未満切捨て）で計算すること。

- (2) 直接経費として計上できない経費

・ 事業中の事故・災害処理のための経費 ・ その他事業に関係のない経費	・ 建物等施設に関する経費
--	---------------

- (3) 留意事項

- ア 再委託を行う際は、仕様書「7 再委託」の記載に留意すること。
- イ 各経費は、単価、月数、回数、個数等見積条件が分かるように明記すること。

と。

11 その他

- (1) 応募から契約までに係る諸経費については、企画提案者の負担とすること。
- (2) 今回の募集は、提案優先順位を決定するものであり、契約を保証するものではない。
- (3) 本委託業務の実施に当たっては、沖縄県と協議で進めていくものとし、全提案内容の実施を保証するものではない。
- (4) 委託事業の適正を期するため、沖縄県は、委託者に対し報告を求め、又は沖縄県職員が事業所に立ち入り、帳簿類その他の物件の検査や質問等を行う場合がある。
- (5) 委託業務完了にあたり、帳簿類の確認ができない場合は、委託料を減額する場合がある。
- (6) 契約の際の契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項各号（類似事業の実績等）のいずれかに該当すると認められるときは、全部又は一部を免除する。

12 問合せ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

沖縄県 知事公室 辺野古新基地建設問題対策課（県庁 6 階）

担 当：橋本

電 話：098-(866)-7495

E-mail：aa071404@pref.okinawa.lg.jp